平成２３年（フ）第１３２８号
横浜市戸塚区上柏尾町379番地116
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４５号
横浜市中区宮川町３丁目79番地　ｍ&ｍ’ｓビル602号室
債務者　島崎　　守
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３７号
横浜市栄区小山台１丁目21番25―202号
債務者　谷村　亜衣（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５１号
神奈川県藤沢市下土棚1977番地
債務者　下野美代子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６０号
横浜市中区松影町３丁目10番地18　あさみ館505号室
債務者　中川　博彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第９９３号
札幌市東区北31条東18丁目７番15―401号
破産者　中村　征弘
1　主文　当裁判所が平成23年６月10日午前11時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市白石区北郷１条８丁目12番９―206号」とあるのを「札幌市東区北31条東18丁目７番15―401号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月14日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2330番地
破産者　株式会社入船荘
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６２号
佐賀県西松浦郡有田町幸平２丁目２番２号
破産者　株式会社陶舗秀山
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３４４９号
福岡市博多区冷泉町６番38号
破産者　パシフイックガードサービス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７２号
福岡市博多区比恵町17番28号
破産者　有限会社サン工業
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２０号
福岡市博多区西月隈５丁目19―36―601
破産者　株式会社広光
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４５号
仙台市若林区穀町22番地の４
破産者　有限会社宗研&宮城農産プロジェクト
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
埼玉県八潮市八潮６丁目３番地８
破産者　有限会社サンハート三山
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
三重県鈴鹿市須賀１丁目21番25号　レオパレス南殿117
破産者　松野　　智
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１６号
三重県松阪市曽原町749番地
破産者　有限会社トムキャット
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５９号
岡山市北区津高300番地５
破産者　平岡　俊勝
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２１号
長崎県長崎市小江原５丁目26番11号
破産者　ファイブホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
福島市宮下町15番23号タカノビル１階
破産者　株式会社ミット
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５０８号
神奈川県海老名市柏ケ谷626番地４
破産者　有限会社ターゲット・ジャパン
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部